

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 13 日

都道府県民生主管部（局）
障害保健福祉主管課（部）
介護保険主管課（部）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

「国民健康保険団体連合会の行う収益事業に係る
実費弁償方式の確認申請等について」の廃止について

国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の行う請負業（法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 5 条第 1 項第 10 号の請負業をいう。以下同じ。）に係る実費弁償方式の確認申請の取扱いについては、「国民健康保険団体連合会が行う収益事業に係る法人税法上の取扱いについて」（平成 26 年 10 月 31 日付け障企発 1031 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老介発 1031 第 1 号厚生労働省老健局介護保険計画課長、保国発 1031 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長、保高発 1031 第 1 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「課長通知」という。）及び「国民健康保険団体連合会の行う収益事業に係る実費弁償方式の確認申請等について」（平成 26 年 10 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、厚生労働省老健局介護保険計画課、厚生労働省保険局国民健康保険課、厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡。以下「平成 26 年事務連絡」という。）によりお示ししてきたところである。

今般、「「国民健康保険団体連合会が行う収益事業に係る法人税法上の取扱いについて」の廃止について」（令和 6 年 12 月 13 日付け障企発 1213 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老介発 1213 第 1 号厚生労働省老健局介護保険計画課長、保国発 1213 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長、保高発 1213 第 1 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）により、課長通知が廃止されたことを踏まえ、平成 26 年事務連絡は廃止することとしたので、貴管下の連合会に対する周知等、特段のご配慮をお願いする。